

平成28年4月28日第1回三次市議会臨時会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（22名）

1番 重 信 好 範	2番 伊 藤 芳 則	3番 弓 掛 元
4番 藤 井 憲一郎	5番 新 家 良 和	6番 黒 木 靖 治
7番 横 光 春 市	8番 桑 田 典 章	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 保 実 治	12番 吉 岡 広小路
13番 福 岡 誠 志	14番 小 田 伸 次	17番 澤 井 信 秀
18番 齊 木 亨	19番 池 田 徹	20番 大 森 俊 和
21番 竹 原 孝 剛	22番 杉 原 利 明	23番 助 木 達 夫
24番 亀 井 源 吉		

2 欠席議員は次のとおりである（2名）

15番 岡 田 美津子	16番 鈴 木 深由希
-------------	-------------

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 増 田 和 俊	副 市 長 高 岡 雅 樹
副 市 長 瀬 崎 智 之	政 策 部 長 藤 井 啓 介
<small>総務部 併選挙管理委員会 事務局長</small> 福 永 清 三	財 務 部 長 部 谷 義 登
地 域 振 興 部 長 白 石 欣 也	市 民 部 長 森 本 純
福 祉 保 健 部 長 日 野 宗 昭	子 育 て ・ 女 性 支 援 部 長 瀧 奥 恵
市 民 病 院 部 長 山 本 直 樹	産 業 環 境 部 長 花 本 英 蔵
建 設 部 長 上 岡 譲 二	<small>併農業委員会事務局</small> 水 道 局 長 坂 本 高 宏
教 育 長 松 村 智 由	教 育 次 長 中 宗 久 之
君 田 支 所 長 落 田 正 弘	布 野 支 所 長 沖 田 昌 子
作 木 支 所 長 加 藤 良 二	吉 舎 支 所 長 木 屋 繁 広
三 良 坂 支 所 長 岡 本 一 彦	三 和 支 所 長 勝 山 修
甲 奴 支 所 長 内 藤 かすみ	監 査 事 務 局 長 落 合 裕 子

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 大 鎗 克 文	次 長 丸 亀 徹
議 事 係 長 水 本 公 則	政 務 調 査 係 長 明 賀 克 博
政 務 調 査 主 任 清 水 大 志	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
議 事 日 程 (第 1 号)		
第 1		仮議席の指定 (決定)
第 2		議長選挙 (当選・亀井源吉)
議 事 日 程 (第 2 号)		
第 1		議席の指定 (決定)
第 2		会期の決定 (1日間)
第 3		副議長選挙 (当選・新家良和)
第 4	発議第 4 号 発議第 5 号	三次市議会会議規則の一部を改正する規則 (案) (原案可決) 三次市議会委員会条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
第 5		常任委員の選任 (決定)
第 6		議会運営委員の選任 (決定)
第 7		備北地区消防組合議会議員選挙 (当選)
第 8		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 (当選)
第 9	報告第 7 号 報告第 8 号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて) 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)
第 10	報告第 9 号 報告第 10 号	専決処分の承認を求めることについて (三次市税条例等の一部を改正する条例) (承認) 専決処分の承認を求めることについて (三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例) (承認)
第 11	議案第 51 号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて (同意)

第 12		議会運営委員会及び広報広聴常任委員会の閉会中継続審査について
第 13		議長の常任委員辞任について（許可）
追加日程	議案第52号	三次市監査委員の選任の同意を求めることについて（同意）

平成28年第1回三次市議会臨時会議事日程（第1号）

（平成28年4月28日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		仮議席の指定…………… 7
第 2		議長選挙…………… 7

平成28年第1回三次市議会臨時会議事日程（第2号）

（平成28年4月28日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		議席の指定	9
第 2		会期の決定（1日間）	9
第 3		副議長の選挙	10
第 4	発 4	三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）	12
	発 5	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）	12
第 5		常任委員の選任	14
第 6		議会運営委員の選任	14
第 7		備北地区消防組合議会議員の選挙	15
第 8		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	16
第 9	報 7	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	16
	報 8	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	17
第 10	報 9	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例等の一部を改正する条例）	18
	報 10	専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	18
第 11	議 51	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて	20
第 12		議会運営委員会及び広報広聴常任委員会の閉会中継続審査について	20
第 13		議長の常任委員辞任について	21
追加日程	議 52	三次市監査委員の選任の同意を求めることについて	21

○臨時議長（池田 徹君） ただいま紹介されました池田 徹でございます。

議員各位におかれましては、先般施行されました市議会議員一般選挙において、当選の栄誉を得られましたことを心からお喜び申し上げます。

それでは、地方自治法第107条の規定によって、私が臨時に議長の職務を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○臨時議長（池田 徹君） ただいまの出席議員は22人であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回三次市議会臨時会を開会いたします。

この際御報告いたします。

本日の会議の欠席者として、岡田議員、鈴木議員から、一身上の都合により欠席する旨届け出がありました。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（池田 徹君） 日程第1、この際議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

全員協議会を開催するため、この際暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時 2分——

——再開 午前10時14分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○臨時議長（池田 徹君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（池田 徹君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（池田 徹君） ただいまの出席議員数は22人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（池田 徹君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（池田 徹君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（池田 徹君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

○議会事務局次長（丸亀 徹君） それでは点呼をいたします。

弓掛議員、伊藤議員、重信議員、藤井議員、新家議員、黒木議員、横光議員、吉岡議員、桑田議員、山村議員、宍戸議員、保実議員、福岡議員、小田議員、澤井議員、齊木議員、大森議員、竹原議員、杉原議員、助木議員、亀井議員、池田議員。

〔職員点呼、投票〕

○臨時議長（池田 徹君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（池田 徹君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（池田 徹君） ただいまより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に澤井議員及び重信議員を指名いたします。両議員の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（池田 徹君） 立会人は自席にお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票。

これは先ほどの出席議員数に付合しております。

そのうち

有効投票 22票

無効投票 0票

有効投票中

亀井議員 13票

宍戸議員 9票

以上のお通りであります。

なお、この選挙の法定得票数は公職選挙法第95条第1項第3号の規定により6票であります。

よって亀井議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました亀井議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長就任の挨拶をお願いいたします。

〔議長 亀井源吉君 登壇〕



○議長（亀井源吉君） ただいま議長に御選出をいただき、まことにありがとうございます。重責に身もすくむ思いでございますが、粉骨砕身、一生懸命頑張る所存でございます。

早いもので、8市町村が合併してから13年目を迎えております。この間、三次市議会も他市に先駆け、さまざまな取り組みを進めていますが、議会不要論や議員の活動が見えないといった声もあります。市議会は大変厳しい状況に置かれておりますが、議員本来の信頼を取り戻すため、議員24人が一体となり、頑張ろうではありませんか。

また、所信表明を忠実に実行するため、これからも御指導をよろしくお願ひし、お礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○臨時議長（池田 徹君） 議長が決まりましたので、以上で臨時議長の職務は終了いたしました。よって議長と交代をいたします。御協力まことにありがとうございました。

〔議長交代〕

○議長（亀井源吉君） 会派代表者会議を開催するため、この際暫時休憩をいたします。

会派代表者は議長室へご参集願ひます。

再開については後ほど申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時29分——

——再開 午前11時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（亀井源吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議録署名者として、弓掛議員及び伊藤議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議席の指定

○議長（亀井源吉君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、既に配付の議席表のとおり議長において指定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（亀井源吉君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決定しました。

全員協議会を開催するため、この際暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時 1分——

——再開 午前11時 7分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（亀井源吉君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 副議長の選挙

○議長（亀井源吉君） 日程第3、これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（亀井源吉君） ただいまの出席議員数は22人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（亀井源吉君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（亀井源吉君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

それでは点呼を命じます。

○議会事務局次長（丸亀 徹君） それでは議席順に点呼いたします。

重信議員、伊藤議員、弓掛議員、藤井議員、新家議員、黒木議員、横光議員、桑田議員、山村議員、宍戸議員、保実議員、吉岡議員、福岡議員、小田議員、澤井議員、齊木議員、池田議員、大森議員、竹原議員、杉原議員、助木議員、亀井議長。

〔職員点呼、投票〕

○議長（亀井源吉君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（亀井源吉君） ただいまより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に藤井議員及び池田議員を指名いたします。

両議員の立会をお願いします。

〔開 票〕

○議長（亀井源吉君） 立会人は自席にお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

新家議員 18票

白票 4票

以上のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は公職選挙法第95条第1項第4号の規定により5票であります。よって新家議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました新家議員が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長就任の挨拶をお願いいたします。

〔副議長 新家良和君 登壇〕

○副議長（新家良和君） ただいま皆様方のご支持をいただきまして、新しく副議長に選任されたことに対して心からお礼を申し上げたいと思います。

新議長の挨拶の中にもありました基本的な考え方、あるいは宍戸候補から挨拶があった基本的な考え方と、大きな差違は私自身もないと思っております。何よりも市民目線でこれからのいろいろな立場で執行部のチェック機能を高めていったり、また、議会内においては、先ほど申し上げた少数意見を尊重する中で、数の論理に落ちることなく、闊達な議論が戦わされるような風通しのよい議会を目指していきたい。そして、市民の皆さんの信頼回復に努めていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（亀井源吉君） ここで増田市長から挨拶をしたい旨、申し出がありましたので、この際これを許可いたします。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 改めてでございますが、皆さんおはようございます。

初めに、このたびの熊本、大分県における地震で亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災者の方々へのお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。本市におきましても、地震による被害発生直後から、給水車や、医師を始めとしたDMA Tを派遣しておりますが、引き続き5月には被災宅地危険度判定士の資格を有する職員と保健師の派遣を予定しており、被災地の復旧に向けて、今後も可能な限り支援をしていく所存でございます。

改選後の初議会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まず、去る4月3日執行の三次市議会議員一般選挙におきまして、定数が26名から24名に改正されて初めての厳しい選挙戦に臨まれ、市民の皆様の方の力強い御支持と厚い信頼、そして大きな期待を担われ、見事に当選の榮譽を得られました。24名の議員の皆さんに対しまして、心か

からお祝いとお喜びを申し上げます。

また、先ほど新たに御就任をされました亀井源吉議長並びに新家良和副議長におかれましては、御就任まことにおめでとうございませう。大変な重責とは存じますが、くれぐれも健康には御留意いただき、公務に、また市民の皆さんからの負託に忠えていただくことを期待いたしております。

議会は、市民の皆さんを代表し、重要な意思決定を行う議決機関であり、議会と執行機関が対等の立場でそれぞれが十分に機能を果たしていくことが不可欠であります。市政の発展と市民の皆さんの幸せを実現するためには、連携をとりつつ、一体となって取り組んでいくことも重要であることと考えております。

さて、本市は新市誕生後、本年で13年目を迎え、私自身は市長として2期目の重責を担わせていただいております。この間、市民の皆さんとのきずなを築く生活最優先都市三次をキャッチフレーズとして、道路、上下水道といった生活基盤の整備と、新庁舎建設、市民ホール、駅前周辺整備、農業交流連携拠点施設トレッタみよしなど、高速道路2本が交差する拠点性を生かした都市基盤整備を順次進めてまいりました。特に新庁舎建設につきましては、当時、強い反対の声もありましたが、将来にわたって万が一の災害発生時に防災、災害復興の拠点となるべき庁舎が機能不全に陥ることを防ぐために、市民の皆さんの安全・安心を守る責任のある市長として、重い判断でありましたが、新庁舎建設を決断、実行しました。このたびの地震では、本庁舎が倒壊の危険から使用に支障が生じ、本庁舎を閉鎖するか、機能の一部を他の施設に移す自治体が熊本県内で5つの自治体に上っており、被害の大きい自治体では被災者支援や行政サービスが滞る状況にあると報道されております。改めて災害の恐ろしさを思い知らせると同時に、万が一の事態を見越した対応の重要性を感じさせていただいております。

平成28年度は、三次市の未来を、私たちの創意工夫を切り拓く、実質三次創生元年と位置づけ、国が進めている地方創生の諸政策を最大限に活用し、幸せを実感しながら、住み続けたい誇れるまちの実現に向けて、戦略的に施策を展開してまいります。

議員の皆様におかれましては、これから4年間、市民の皆さんの代表として市政の発展と市民福祉の向上にご尽力をいただくわけですが、お互いに三次をよくしていこうという思いは同じでございます。皆さん方の御指導、御支援、御協力を賜りますよう切にお願いを申し上げます。本臨時会は議会人事案件が中心になるわけですが、よろしくご審議いただきますよう私のほうからもお願い申し上げます。重ねて皆さん方の御当選を心からお祝い申し上げ、執行部を代表しての御挨拶とさせていただきます。皆さん、まことにおめでとうございませう。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 発議第4号 三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）**

**発議第5号 三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）**

○議長（亀井源吉君） 日程第4、発議第4号三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）及び発議第5号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(23番 助木達夫君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 助木議員。

[23番 助木達夫君 登壇]

○23番(助木達夫君) 皆さん、おはようございます。

ただいま御上程となりました発議第4号三次市議会会議規則の一部を改正する規則(案)及び発議第5号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について、提出者を代表して、一括して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、福岡誠志議員、保実 治議員、吉岡広小路議員と私、助木達夫でございます。

まず、発議第4号三次市議会会議規則の一部を改正する規則(案)について説明を申し上げます。

本案は、議員定数が26人から2人減の24人になったことに伴い、関係規則である三次市議会会議規則の一部を改正しようとするものであります。その内容は、議員提出議案及び修正動議の賛成者人数を「3人以上」から「2人以上」に改めようとするものでございます。

次に、発議第5号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について説明を申し上げます。

本案は、議員定数が26人から2人減の24人になったことに伴い、関係条例である三次市議会委員会条例の一部を改正しようとするものでございます。その内容は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び予算決算常任委員会の委員定数を改めようとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いを申し、提案理由の説明を終わります。

○議長(亀井源吉君) 質疑をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第4号及び発議第5号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 御異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決定しました。

討論をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 討論なしと認めます。

これより発議第4号三次市議会会議規則の一部を改正する規則(案)及び発議第5号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 御異議なしと認めます。

よって発議第4号及び発議第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議案の公布が必要なため、暫時休憩をします。

再開については後ほど申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時29分——

——再開 午後 1時10分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(亀井源吉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 常任委員の選任

○議長(亀井源吉君) 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、総務常任委員に竹原議員、小田議員、福岡議員、宍戸議員、杉原議員、横光議員、弓掛議員、重信議員の8人を、教育民生常任委員に大森議員、岡田議員、私、亀井と吉岡議員、齊木議員、山村議員、鈴木議員、藤井議員の8人を、産業建設常任委員に助木議員、池田議員、保実議員、新家議員、澤井議員、桑田議員、伊藤議員、黒木議員の8人を、広報広聴常任委員に池田議員、岡田議員、齊木議員、山村議員、横光議員、弓掛議員、重信議員、藤井議員の8人をそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 御異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました以上の議員をもって、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議会運営委員の選任

○議長(亀井源吉君) 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、竹原議員、助木議員、岡田議員、小田議員、福岡議員、保実議員、宍戸議員、澤井議員、鈴木議員、弓掛議員の10名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 御異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました以上の議員を議会運営委員に選任することに決定しました。  
各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選については、次の休憩中に委員会を開催され互選されますよう、年長委員の方はよろしくお願いいたします。

各委員会の正副委員長の互選などのため、この際暫時休憩をします。

予算決算常任委員会はこの議場で行います。予算決算常任委員会終了後、各常任委員会及び議会運営委員会をお願いいたします。

再開については後ほど申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 1時13分——

——再開 午後 2時20分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（亀井源吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について報告を受けましたので、この際御報告をいたします。

総務常任委員会委員長に杉原議員、副委員長に小田議員、教育民生常任委員会委員長に大森議員、副委員長に鈴木議員、産業建設常任委員会委員長に保実議員、副委員長に澤井議員、広報広聴常任委員長に齊木議員、副委員長に山村議員、予算決算常任委員長に福岡議員、副委員長に桑田議員、議会運営委員会委員長に助木議員、副委員長に宍戸議員、以上のとおりそれぞれ選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 備北地区消防組合議会議員の選挙

○議長（亀井源吉君） 日程第7、これより備北地区消防組合議会議員9人の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定しました。

備北地区消防組合議会議員に竹原議員、助木議員、保実議員、新家議員、杉原議員、山村議員、横光議員、弓掛議員、藤井議員の9名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました竹原議員、助木議員、保実議員、新家議員、杉原議員、山村議員、横光議員、弓掛議員、藤井議員を備北地区消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 御異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました以上の議員が備北地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま備北地区消防組合議会議員に当選されました9人の議員に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(亀井源吉君) 日程第8、これより広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 御異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定しました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員については、会派代表者会議において、重要性に鑑み議長を選任すべきとの協議結果が出されておりますので、その結果に基づいて私、亀井源吉を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました私、亀井源吉を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 御異議なしと認めます。

よって私、亀井源吉が広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人に当選いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 報告第7号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（亀井源吉君） 日程第9、報告第7号及び報告第8号の専決処分の報告2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第7号及び報告第8号の報告2件について一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第7号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成28年2月23日に、三次市畠敷町17番4地先、県道知三次線の路上で発生した公用車による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

次に、報告第8号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成28年3月2日に、三次市三和町下板木10,127番2地先、市道下板木川地線の路上で発生したグレーチングの設置不備による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

以上、報告2件につきまして御報告申し上げます。

○議長（亀井源吉君） 質疑をお願いします。

（14番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 小田議員。

○14番（小田伸次君） 専決処分第7号についてちょっと質問させていただきます。

たしかこれは10割市のほうが悪かったというふうに報告を受けておりますけども、この内容。多分、10割ということは追突だろうというふうに考えられますけれども、その車両、職員が運転する状況云々くんぬん、どのような状況であったのか。そして、市の職員、大体これ、2人体制で稼働されているのではないかというふうに思いますが、その辺の状況。こういった事故に対する市の職員に対する訓示、もしくはその辺の指導をどのようにされておるのか、いま一度お伺いしたいと思います。

（産業環境部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 花本産業環境部長。

○産業環境部長（花本英蔵君） 小田議員のご質問に対しまして、まず状況についてお答えしたいと思います。

場所が三次町でございます。県道知三次線の畠敷方面から三次町方面へ走行してございました。走行してあります目的は、ふれあい収集というのがございまして、ごみの分別ができかね

る方、あるいはごみを指定の場所へ持っていくのが困難な方、そういった方に対してクリーンセンターの職員が収集に伺うという制度でございますけども、その申請があったお宅に伺うのに和知三次線を畠敷方面から三次町方面に走行しておりまして、右折してそちらのお宅のほうへ伺うようになっているんですけども、右折するところを1つ誤ってしまいまして、右へウインカーを出して、県道から市道のほうへ右折しようとしてしまいました。そこで慌てて、この道ではなかったということで、「しまった」ということで、ウインカーをつけて一旦右折の動作に入りまして、その後、ハンドルを左に切ってまた直進状態に戻ったということで、車線があいた形になりましたので、後ろの車が接近してきた。そこへまた車線に戻ろうとした車が接触したということでございます。

通常、10対ゼロというのは、議員ご指摘のように、追突のような形がほとんどでございます。今回の場合は、一応ウインカーを右に出して、右折の動作をしてまたもとに戻ったということで、保険会社の判断といたしましても、やはりこれは予測不可能な危険な行為であるということで、大変残念なことではございますが、10対零という過失割合になったものでございます。

状況については以上でございます。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 部谷財務部長。

○財務部長(部谷義登君) 職員が事故を起こした場合の対応でございます。

一応マニュアル化をさせていただいておりますけれども、まずは速やかに当事者と所属長が財産管理課、総務課及び副市長のほうへ報告をすることとなっております。事故の程度によりましては、市長へ報告するということとなっております。その場合、事故当事者、同乗者、これは職員の場合に限りまして、てんまつ書を作成し、添付をするということとなっております。所属長につきましては、速やかに当該事故の要因及び今後の対応対策を職場内で研修を行うこととしておりまして、その研修の報告書の提出を義務づけております。所属長につきましては、事故状況、要因分析を行いまして、その概要につきまして職員の情報ポータルに掲載をし、職員の事故防止の意識の高揚を促すということにさせていただいております。

また、事故を起こしました当事者、そして同乗者がいた場合につきましては、安全運転技術研修会へ参加することを義務づけているということでございます。

○議長(亀井源吉君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告2件は、地方自治法に基づき指定された専決処分であり、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて(三次市税条例等の一部を改正する条例)

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて(三次市国民健康保険税条

例の一部を改正する条例)

○議長（亀井源吉君） 日程第10、報告第9号及び報告第10号の専決処分の承認2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第9号及び報告第10号の報告2件について一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第9号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたこと等に伴い、関係条例である三次市税条例等の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月31日付で専決処分をいたしました。よって同条第3項の規定に基づき、御報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、引用条項の整備、三次市固定資産評価審査委員会の運営等の方式の変更等であります。

次に、報告第10号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたこと等に伴い、関係条例である三次市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月31日付で専決処分をいたしました。よって同条第3項の規定に基づき、御報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額及び減額の対象となる所得の基準の引き上げを行おうとするものであります。

以上、報告2件につきましてよろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております報告第9号及び報告第10号については、三次市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって報告第9号及び報告第10号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 討論なしと認めます。

これより報告第9号及び報告第10号を採決いたします。

お諮りします。

報告第9号及び報告第10号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 御異議なしと認めます。

よって報告第9号及び報告第10号は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第51号 三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて

○議長(亀井源吉君) 日程第11、議案第51号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第51号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第51号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、三次市教育委員会委員の藤原博巳氏の任期が平成28年5月13日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員として任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は4年となっております。

以上、議案1件につきましてよろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(亀井源吉君) 本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第51号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 御異議なしと認めます。

よって議案第51号はこれに同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 議会運営委員会及び広報広聴常任委員会の閉会中継続審査について

○議長(亀井源吉君) 日程第12、議会運営委員会及び広報広聴常任委員会の閉会中継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会へ、1、議会の日程に関する事項、1、議会の運営に関する事項、1、議会の会議規則、委員会条例等に関する事項、1、議長の諮問に関する事項、また、広報広聴常任委員会へ、1、議会の広報広聴に関する事項、以上を付託し、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 御異議なしと認めます。

よって閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

この際議事の進行上、副議長と交代し、退場いたしますのでよろしく願ひいたします。

[議長交代]

[議長 亀井源吉君 退席]

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議長の常任委員辞任について

○副議長(新家良和君) 日程第13、議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

教育民生常任委員の亀井議長から、議長の職務を行う都合上、常任委員を辞職したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって亀井議長の常任委員辞任を許可することに決定いたしました。

議長と交代いたします。

[議長 亀井源吉君 着席]

[議長交代]

○議長(亀井源吉君) お諮りいたします。

本日、市長から議案第52号三次市監査委員の選任の同意を求めることについてが提出されました。

お諮りいたします。

ただいま提出の議案を急施事件と認め、日程に追加し、審議することといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 御異議なしと認めます。

よって議案第52号を日程に追加し、審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 追加日程 議案第52号 三次市監査委員の選任の同意を求めることについて

○議長(亀井源吉君) 追加日程第1、議案第52号三次市監査委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第52号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第52号三次市監査委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、三次市監査委員の杉原利明氏の任期が平成28年4月17日をもって満了したことに伴い、新たに岡田美津子氏を同委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は議員の任期によることとなっております。

以上、議案1件につきましてよろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(亀井源吉君) 本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第52号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 異議なしと認めます。

よって議案第52号はこれに同意することに決しました。

以上で今臨時会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成28年第1回三次市議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでありました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午後 2時42分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年4月28日

三次市議会臨時議長 池 田 徹

三次市議会議長 亀 井 源 吉

三次市議会副議長 新 家 良 和

会議録署名議員 弓 掛 元

会議録署名議員 伊 藤 芳 則